

生産緑地地区の指定申出について

1 京都市の指定の要件

- (1) 生産緑地法上の指定要件に該当すること
- (2) 原則として、不動産登記法に基づき登記された一筆の農地等であること。
※ 個々の農地等において、土地の一部（農地転用等により既に農地基本台帳に記載されている面積と異なるものも含む。）を生産緑地地区として指定申出したい方は、どの部分を生産緑地地区に指定するのかを明確に示していただく必要があります。原則として土地の分筆登記後、又は筆界確認書及び地積測量図を作成後に申出してください。
- (3) 農地においては農地法上の農地^{※1}として認められること
※ 農地であるかについては、申出者本人が事前に農業委員会に確認してください。
- (4) 農地の区域が確認できる物件であること
- (5) 過去に生産緑地地区の廃止に至った農地等においては、現在、再び農林漁業の用に供され、将来的にも営農を継続することが確認できること

2 提出書類

生産緑地地区の指定申出をされる場合は、以下の書類を提出してください。

なお、申出のあった農地等によっては、書類審査及び現地確認（現地において農地区域が確認できない場合は、立会を求める場合があります。）の結果によっては、指定できない場合があります。

提出書類	提出部数
① 生産緑地地区指定申出書(様式1)	1
② 位置図（縮尺 1/2500 以上の地図又は住宅地図等）	1
③ 印鑑登録証明書（発行日から3箇月以内のものに限る。）	1
④ 登記事項証明書（土地）（発行日から3箇月以内のものに限る。）	1
⑤ 公図の写し（発行日から3箇月以内のものに限る。）	1
⑥ 筆界確認書及び地積測量図 （当該農地等の一部を生産緑地地区に指定する場合）	1
⑦ 仮換地地積証明書及び仮換地指定図 （当該農地等が土地区画整理事業施行区域内にある場合）	1

※ 様式については、指定申出期間内において、都市計画課及び農業振興センターで配布するとともに、京都市役所ホームページからもダウンロードできます。

3 提出期間

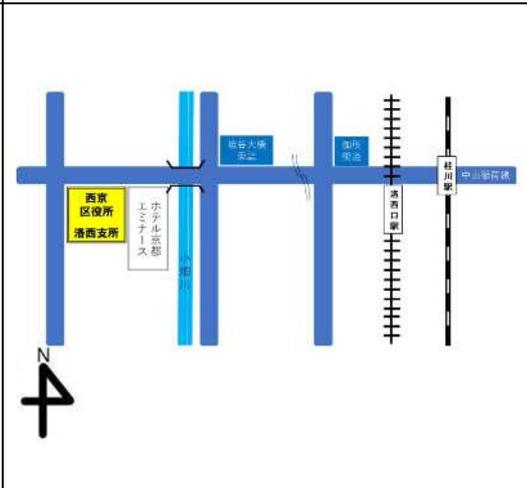
毎年6月1日から同月30日まで（開庁日に限る。）

※1 農地法上の農地とは、農地法第2条に規定する「耕作を目的に供される土地」をいう。

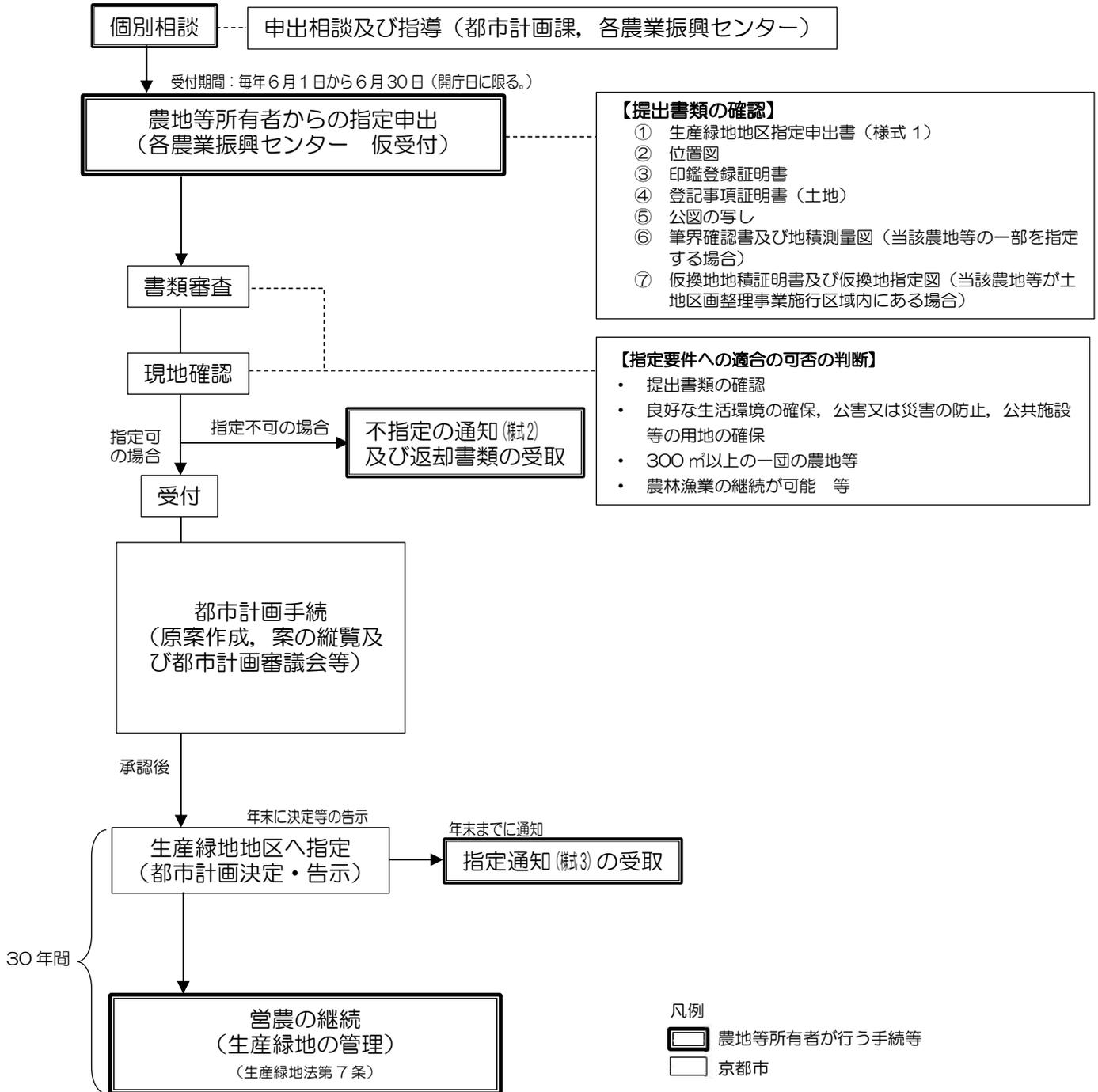
4 提出先

申請地を所管する農業振興センターへ提出してください。

担当課	住所等	付近見取り図
<p>北部農業振興センター (北区役所 2階)</p>	<p>北区 左京区 上京区 中京区 右京区 (京北地域を除く)</p>	<p>北区紫野東御所田町 33-1 075-366-2010</p>
<p>南部農業振興センター (伏見区役所 3階)</p>	<p>下京区 南区 東山区 伏見区 山科区</p>	<p>伏見区鷹匠町 39 番の 2 075-585-3202</p>
<p>南部農業振興センター (西京区役所洛西支所 2階)</p>	<p>西京区</p>	<p>西京区大原野東境谷町 二丁目 1-2 075-323-7321</p>



5 指定の流れ（生産緑地地区の指定）



6 提出書類の記載方法等について

① 生産緑地地区指定申出書^(様式1)

生産緑地地区に指定申出される土地が複数ある場合は、一筆ごとに作成してください。

また、申出にあたっては、農地等利害関係人^{※2}の同意が必要です。

・「**申出者**」の欄：当該農地等の所有権を有する者（以下「土地所有者」という。）の住所、氏名及び電話番号を記入してください。土地所有者が2名以上の場合は、代表となる者を記入してください。（実印による押印が必要）

・「**所在地**」、「**地目**」及び「**地積**」の欄：当該農地等の登記事項証明書（土地。以下同じ。）に記載されている所在及び地番、地目及び地籍を記載してください。

・「**権利の種類**」、「**権利者の所在地**」及び「**権利者の氏名**」の欄：生産緑地地区に指定するには、当該農地等の登記事項証明書に記載のある農地等利害関係人の同意が必要です。権利の種類、権利者の所在地及び権利者の氏名を記載してください。（実印による押印が必要）

② 位置図（縮尺 1/2500 以上の地図又は住宅地図等）

当該農地等の区域を朱書き等で示した地図を添付してください。

③ 印鑑登録証明書（発行日から3箇月以内のもの。）

農地等利害関係人すべての印鑑登録証明書（法人にあっては、印鑑証明書）を添付してください。

④ 当該農地等の登記事項証明書（発行日から3箇月以内のもの。）

照会番号付きに限り、オンラインで取得したもので可能です。

⑤ 公図の写し（発行日から3箇月以内のもの。）

公図の写しに当該生産緑地に指定したい土地の区域を朱書き等で示してください。なお、登記事項要約書では受付できません。

照会番号付きに限り、オンラインで取得したもので可能です。

※ 土地区画整理事業区域内にある農地等については、仮換地地積証明書及び仮換地指定図を添付してください。（事業を担当している区画整理事務所にお問合せください。）

※2 農地等利害関係人：当該農地等について所有権、対抗要件を備えた地上権もしくは賃借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記若しくは差押えの登記又は農地等に関する買戻しの特約の登記の登記名義人をいう。

⑥ 筆界確認書及び地積測量図

当該農地等（農地転用等により生産緑地に指定できない部分を有する農地等を含む。）の一部を申し出る場合は、分筆登記後に申出いただくか、若しくは生産緑地に指定する土地の位置を明確にするため、筆界確認書及び地積測量図が必要です。

ア 筆界確認書（土地境界確認書・立会証明書・境界の協定書）

イ 地積測量図（不動産登記規則第77条に基づくもの）

【図面への記録事項】

- ・ 地番区域の名称
- ・ 方位
- ・ 縮尺
- ・ 地番（隣接地の地番を含む。）
- ・ 地積及びその求積方法
- ・ 筆界点間の距離
- ・ 国土調査法施行令第二条第一項第一号に規定する平面直角座標系の番号又は記号
- ・ 基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値
- ・ 境界標（筆界点にある永続性のある石杭又は金属標その他これに類する標識をいう。）があるときは、当該境界標の表示
- ・ 測量の年月日

⑦ 仮換地地積証明書及び仮換地指定図

当該農地等が土地区画整理事業施行区域内であり、仮換地指定後においては、仮換地地積証明書及び仮換地指定図が必要です。

証明書等については、区画整理事業を実施している機関にお尋ねください。